

## 応用物理学会支部共通規程

### 第1章 総 則

#### 第1条 (本規程の趣旨)

本規程は、公益社団法人応用物理学会（以下、「本会」という。）の支部の構成運営に関する共通事項を定めたものである。

#### 第2条 (支部の設置)

本会は、定款第42条に則り、北海道支部、東北支部、北陸・信越支部、東海支部、関西支部、中国四国支部、及び九州支部を設置する。

#### 第3条 (支部区分)

支部区分は次のとおりとする。

北海道支部：北海道

東北支部：青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県

北陸・信越支部：富山県、石川県、福井県、長野県、新潟県

東海支部：愛知県、三重県、岐阜県、静岡県、山梨県

関西支部：大阪府、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県、兵庫県

中国四国支部：岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県

九州支部：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

#### 第4条 (目的)

支部は、当該地域における応用物理学に関する研究の促進及び連絡提携、並びに関連分野の促進普及を図り、もって社会の発展に貢献することを目的とする。

#### 第5条 (適用規程)

支部の構成運営については、本規程に定めるもののほか、各支部の定める規程による。

#### 第6条 (事務所)

支部は、各支部の区分内に事務所を置く。

#### 第7条 (会員構成)

支部の会員は、当該地域在住の応用物理学会会員から成る。

### 第2章 事 業

#### 第8条 (事業内容)

支部は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術講演会、討論会、講習会、懇談会、見学会等の開催
- (2) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 支部役員および委員

#### 第9条 (役員構成)

支部に支部役員若干名を置く。ここで、支部役員とは、支部長 1 名、幹事及び監査をいう。支部の役員数は、支部長が支部役員会の議決を経てこれを定める。

#### 第10条 (支部長の役割)

支部長は各支部を代表し、支部会務を総括する。

#### 第11条 (幹事の委嘱)

支部長は、幹事中より庶務幹事及び会計幹事を委嘱する。

#### 第12条 (役員役割)

支部役員は、支部役員会を組織し、支部の業務を議決し、支部長及び幹事は、支部の業務を執行する。

#### 第13条 (役員任期)

支部役員任期は、各支部で定めるものとする。ただし、再任を妨げない。

#### 第14条 (役員補充)

支部役員に欠員が生じた場合は、支部長が支部役員会に諮り補充する。ただし、支部長に支障のあるときは、庶務担当役員がこれを代行することができる。なお、補欠による支部役員任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第15条 (次期役員決定)

次期支部役員は、支部会員中より支部役員会がこれを推薦し、支部総会において決定する。この内、次期支部長は、支部総会で決定したのち、理事会の承認を得るものとする。

#### 第16条 (諮問委員)

支部は、支部長の指名により若干名の支部諮問委員を置くことができ、支部諮問委員は支部長の諮問に応じ、支部の業務の遂行について助言する。

#### 第17条 (委員依頼)

学術講演会その他特別な事業のある場合、又は本会より各種委員の依頼がある場合、支部長は支部役員会に諮り、委員を依頼することができる。

### 第4章 会 議

#### 第18条 (会議の種類)

支部の会議は、支部総会及び支部役員会とする。また、必要により、支部幹事会を招集することができる。

#### 第19条 (総会招集)

支部総会は、年 1 回支部長が招集する。支部長が必要と認めたときは、支部役員会の議決を経て臨時支部総会を招集することができる。

#### 第20条 (臨時総会招集請求)

支部長は、支部会員総数の 10 分の 1 以上から、支部総会に付議すべき事項及び理由を記

載した書面を提出して臨時支部総会の招集を請求されたときは、速やかに臨時支部総会を招集しなければならない。

#### 第21条 (総会の通知)

支部総会の開催日及び議事は、支部役員会の議決を経て支部長が決定し、支部会員に通知する。通知は応用物理学会和文機関誌への掲示にて行うことができる。

#### 第22条 (承認事項)

次の事項は、支部総会において報告し、承認を得たのち、理事会の承認を得るものとする。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) その他支部役員会において必要と認めた事項

#### 第23条 (役員会の招集)

支部役員会は、支部長が毎年招集する。支部長が必要と認めたときは、臨時支部役員会を招集する。

#### 第24条 (役員会の成立)

支部役員会は、支部役員半数以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、支部役員は、示された事項につき書面をもって会議に加わることができる。この場合は出席者とみなす。

#### 第25条 (役員会の議決)

支部役員会の議事は、出席支部役員（監査を除く）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

#### 第26条 (役員会への出席権)

支部役員会が認めた者は、役員会に出席して、議長の了解の下に、意見を述べることができる。ただし、議決権はない。

## 第5章 会 計

#### 第27条 (予算補助)

本会は支部に対して予算補助を行うものとし、予算補助は賛助会費交付金及び支部交付金によって行う。

#### 第28条 (賛助会費交付金)

支部の斡旋によって入会した賛助会員の賛助会費の内、各賛助会員における加入口数が1口の場合はその80%を、各賛助会員における加入口数が2口以上の場合は1口目の80%に加えて2口目以降の全額を賛助会費交付金とし、支部への予算補助に充てるものとする。

#### 第29条 (支部交付金)

支部所属会員数（賛助会員及び分科会のみ会員は除く）に300円を乗じた額を支部交

付金とし、支部への予算補助に充てるものとする。また、理事会の決議により別途交付金を交付することができるものとする。

**第30条** (繰越金)

各支部会計の次期繰越金は、原則、翌年度の事業費の50%を上限とし、上限を超えた額は一般会計に繰り入れることとする。

**第31条** (資産等の帰属)

支部の会計は本会会計に包括処理される。支部の資産は本会に帰属する。

## 第6章 その他

**第32条** (運営細則)

支部役員会の議決により、別に支部規程の施行に関する運営細則を定めることができる。

**第33条** (支部規程の制定)

支部内の規程の制定は、本規程に準じ各支部で定め、総務担当理事で承認し、理事会に報告する。特に定めのない事項は、本規程に準ずる。本規程に定めのない事項は、各支部で協議の上定め、総務担当理事で承認し、理事会に報告する。

**第34条** (支部規程の改正)

支部規程の改正は、各支部で定め、総務担当理事が承認し、理事会に報告する。

**第35条** (本規程の改正)

本規程は、理事会の議決により、改正することができる。

附則 本規程は2011年5月13日から施行する。

2013年5月9日理事会にて改正承認

2015年12月18日理事会改正承認(第2条・3条・4条・5条・6条・7条・8条・28条・29条・30条・35条改正)